第明三治種二郵十便五物年認可三月十三日

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○中小企業支援法第二条第一項の規定に基づき平成二十五年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を定めた件（経済産業省告示第二百三十八）　一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六

特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構第十二期事業年度財務諸表、平成二十四年度・事業年度財務諸表（独立行政法人科学技術振興機構・独立行政法人海洋研究開発機構）、司法書士名簿登録等、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三

地方公共団体
行旅死亡人関係　四

会社その他

会社決算公告　六

告示

○経済産業省告示第二百三十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十五年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成二十五年十一月十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

平成25年度中小企業支援計画

Ⅰ．中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

全国420万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国366万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは日本経済の成長に不可欠である。

現在、日本経済には、円高・長引くデフレから抜け出ようとする明るい兆しが見られる。一方で、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気の回復を実感できないでいる。

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、本年２月に「“ちいさな企業”成長本部」を設置した。これまで、全国21箇所延べ1,610人の経営者、支援機関等の方々から「生の声」を伺い、その集大成として６月４日に「行動計画」をまとめた。

「行動計画」には、①地域に眠るリソースを最大限に活用する、②中小企業の新陳代謝を活発にする、③積極的に成長分野に参入する、④海外に打って出る、との４つの行動目標と中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれが取り組む具体的なアクションを盛り込んでいる。今回の「行動計画」の特徴は、事業者、支援機関及び国が、取るべき「行動」についてしっかりとコミットすることにある。

この「行動計画」は政府の成長戦略である「日本再興戦略」の中の起業・創業の促進や海外展開支援といった施策に反映されている。地域経済を支えている方々が景気回復の実感を持てるような環境を一日も早く作るためには、何よりも「行動計画」を着実に実行していくことが必要である。

このため、今後も、「“ちいさな企業”成長本部」の開催を継続し、引き続き、地域の中小企業・小規模事業者の方々との対話を行っていく。

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

近年、中小企業・小規模事業者を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年８月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設された。平成25年９月20日時点で、税理士、弁護士、会計士、中小企業診断士、商工会議所、商工会、地方銀行、信用金庫など17,445機関が認定されている。認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対して、①事業計画の策定や実行支援、その後のフォローアップ、②小規模事業者活性化支援事業等の支援事業における計画策定支援、③金融円滑化法終了に伴う経営改善計画の策定支援、④中小企業・小規模事業者支援施策の情報提供・活用促進等を実施している。

また、認定支援機関間の連携を強化するために、全国約130箇所に、認定支援機関その他の関連機関で構成される地域プラットフォームを設置し、データベース共有による専門家派遣などの取組を進めている。

今後、地域の中小企業・小規模事業者の創業、経営革新、金融支援、事業再生などの様々な経営相談に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国約47箇所に設置することを検討する。「よろず支援拠点」では、個々の認定支援機関や地域プラットフォーム、公的支援機関、支援機関以外の業務連携先と協力して、各種の経営課題に対し、きめ細かな支援を実施する体制の構築を目指す。